

大学が危ない 戦後最大の危機  
大学ファンドと国際卓越大学体制がもたらす危険

2023年3月31日 於学際研究会  
合田 公計 近現代日本経済史  
元大分大学経済学部（分大名誉教授）

1. 戦後の大学制度 略年表・・・2
2. 国立大学法人化後の大学で起こってきたこと・・・3
3. 各地の大学で起こってきたこと 特に2015年以降（その1）（その2）・・・4, 5
4. 卓越法・大学ファンドにより、大学の国家主義的統制が進み、  
企業利益に従属し、大学の自治・国民の教育権・研究力低下の危険・・・6
5. 大学ファンドという不安定・危険な手法ではなく、安定的公費の投入による基盤強化を・・・7

関連資料 目次

駒込武「大学の解体 民主主義の解体 「稼げる大学」法案を貫く統治理念」の一部のメモ・・・8、9  
CSTI(総合科学技術・イノベーション会議の構成メンバー・・・10  
世界と伍する研究大学専門調査会 会議日程・・・11  
学長の上に最高意思決定機関が置かれる危険 卓越法附則第3条・・・12  
大学ファンド・・・13、14、15  
年金機構・・・16  
科学技術・学術審議会 委員・・・17  
大学教員の雇用が多様化 増加する任期付きポスト・・・18～21  
ハーバード大、オックスフォード大、カルフォルニア州立大の収入、MITの研究収入・・・22～26  
文科省通知(2014年8月29日抄録)

# 1. 戦後の大学制度 略年表

- 1949年 新制大学発足  
学長は大学管理機関（評議会）で選考する（教育公務員特例法第4条）  
学部長は、当該学部の教授会の議に基づき、大学管理機関（評議会）が選考（同上）  
教授会：大学に重要事項を審議するために教授会を置かなければならない  
（学校教育法第59条＝1982年当時、同法93条＝2014年改悪当時）  
学部選出の評議員による評議会
- 2004年 国立大学法人化 ⇒非公務員とされ、教特法の直接的適用ではなくなった。  
学長の選考は最終的には学長選考会議（学内選出委員と経営協議会選出委員）による決定  
但し、教員などによる意向投票が実施され、意向投票通りの決定が普通だった。  
学部長、評議員の選出は通常、従来通り行われた。
- 2014年6月 学校教育法改悪 93条で、1949年当時の規定が削除され、権限が教務関係事項に限定され、  
管理運営に関する権限が大幅に奪われた。
- 8月 文科省高等教育局長、研究振興局長通知  
学長権限をことさらに強調、選考方法についても意向投票で決めるのは好ましくない旨を強調
- 2015年4月～ 学部長選考に学長が影響力。副学長などを学長が指名。  
教育研究評議会の多数（2/3以上など）を学長が指名。評議会の独立性の低下。  
学長選考会議委員の多数を学長任命（指名）委員が占める。意向投票の廃止、投票結果に反する選考など。  
学長再任制限の廃止 教授選考への介入 学部長を事実上学長が決定する傾向  
2020年には、北大総長を文科大臣が解任
- 2021年1月 大学ファンド法案可決（1月26日。国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部改正）
- 2022年3月 大学ファンド運用開始 4月～9月に、損失1881億円
- 2022年5月 「卓越研究大学法」成立。12月 公募開始。 23年秋頃 結果公表。24年度 支援開始。

26文科高第441号  
平成26年8月29日

## 2. 国立大学法人化後の大学で起こってきたこと

- (1) 国立大学に交付される基盤的経費（運営費交付金）減額、競争的資金が増加  
工学部教員の一人あたり研究費 50万円（市民から1ヶ月分ですか？と聞かれた。実際は年間）  
（競争的資金：プロジェクト型の時限付き補助金）
- (2) 教職員の非正規雇用急増 大学院ドクターコース終了後も不安定な期限雇用
- (3) ドクターコース進学者の減少  
就職の不安。高額な経費（授業料、生活費、奨学金の免除制度の縮小）
- (4) 教員の多忙化 研究費獲得のための書類作成 多様化する院生（社会人、外国人）⇒論文数に影響
- (5) 教職員の給与抑制（2006年 人事院勧告 号俸の細分化＝旧1号俸を4号俸に細分化）  
⇒地方の賃金を減らして都市手当に運用、昇給停止 Gの給与：2006年のまま、2017年に退職。  
非正規雇用を含む民間平均賃金を正規公務員、国立大学法人教職員に適用  
⇒民間の非正規化が進めば、正規公務員の給与も減少。正規公務員の賃金は民間正規職員以上に減少  
民間賃金は1997年がピーク。その後、名目、実質の両面で20年余り減少。
- (6) 国立大学法人の事業規模（収入＝支出（賃金+物件費））は停滞、減少？  
病院収入激増（分大 150億円から300億円に倍増） 他は減少？
- (7) 賃金が減少している先進国は日本だけ。諸外国の大学の事業規模は増大（経済成長と同率でも上昇。上昇は当然）。
- (8) 大学の事業規模（収入（支出）/物価指数）が諸外国で上昇して、日本で停滞するのは、相当部分が経済の反映。  
大学の責任ではない
- (9) 米英の大学も、事業収益で発展しているわけではない。但し授業料は高騰。  
ハーバード：巨額の寄付の蓄積、寄付原資基金の運用収益（大学収入の3～5割）

### 3. 各地の大学で起こってきたこと 特に2015年以降（その1）

大分大学

2015年 学長再任制限（4年+2年）廃止 意向投票廃止 御手洗康経営協議会委員（前文部事務次官）

北野正剛学長2011年10月から。1期目終わりを目前に制度改変。現在、3期12年。4期目（2023年10月～）も視野のうち。  
学長選考会議の大半を、元々は学長が指名、任命（教育研究評議会の部局長全員 経営評議会の学外委員全員）

2019年 8月、経済学部長、一位得票者を学長が拒否し大差の2位者を直ちに任命。経済学部の抗議活動。

経済学部の行動に対し学長が非難をイントラに掲載。学長見解を前提に、経緯を調査する学外者3名の調査委員会設置。

第3者委員会と称するが実際は学長の見解を正しいと「調査する」委員会。

重要証拠書類を報告書に非掲載。（残任期間なので、過去二回とは異なった決定をする旨の文書非掲載）

10月、医学部放射線科教授人事で、医学部の決定者を拒否(10月評議会の議題とすることを拒否)

12月 医学部に別人をメール投票によって決定させ、12月評議会で決定。発令。

11月 大分大学のガバナンスを考える市民の会 発足。活動はHP <https://acgovernoita.wixsite.com/website>

2020年8月 憲法研究者の声明(市民の会HP)

2020年10月 講演会：講師は石原俊(明学大)、飯塚靖（下関市大経済学部長）、田中圭太郎（フリー・ジャーナリスト）、阿部誠(分大名誉教授) 他

2021年11月 ズーム講演会：駒込武(京大)、二宮孝富（分大名誉教授）

このころから、大学の枠を超えた全国的連絡ネット形成、活動(署名、国会対策など。2022年春、23年春)

## (その2) 各地の大学で起こってきたこと 特に2015年以降

北海道大学 名和学長の文科大臣による解任2020年6月  
(参照：HP「北海道大学前総長 名和豊春氏」の訴訟を支援する 北大クライシスを憂う会)

解任理由：対外的には「パワハラ」、文科大臣への提出文書には「パワハラ」なし。  
加計問題(獣医学部長「加計は準備不足」) 指摘が影響か  
軍事研究\* 辞退(2018年6月)の影響か \* 防衛装備庁「安全保障推進研究制度」 2015年度開始

筑波大学 学長再任制限(最長6年) 撤廃(2020年) 永田学長、意向投票で大差の2位(951対584)でも再任(2020年10月)。  
防衛省軍事研究 20億円(2019年12月 再募集に応募して採択)

下関市大 前田晋太郎下関市長(安倍晋三元秘書)の意向が学内規則より優先。学長による専断的学科新設・教員採用人事  
批判的だった飯塚経済学部長・理事の理事解任。解任不当の提訴(2021年)

東大や京大、その他の大学でも、色々な形で大学の自治(ボトムアップ)の弱体化  
総長、学長選出の際の意向投票の無視・軽視、不透明な選出手続、政治家との癒着、権限の集中化、・・・

## 4. 卓越法・大学ファンドにより、大学の国家主義的統制が進み、企業利益に従属し、大学の自治・国民の教育権・研究力低下の危険

大学ファンドからの資金を受ける条件＝卓越大学認定の条件として、以下の危険

- 学長の上（大学の上）に、学外者過半数の最高意思決定機関が置かれる危険（卓越法 附則第3条）
- 研究＆**研究成果の活用に関する**学内制度の変革が政治主導で行われる危険（卓越法各条）  
審査は文科大臣権限、CSTI（首相はじめ閣僚が中心）の意見。ピアレビューではない危険。
- 研究課題が目先の利益や軍事研究に偏る危険
- 特許取得や、秘密特許のために、研究成果の公開が阻害される危険
- 研究が進まない危険  
研究は大学内で完結しない。日本国内だけでなく国際的な研究も進展しない。
- 特定の大学だけを援助する問題
- 大学教職員の不安定雇用や労働強化の危険 ⇐ 「大学という資源を使い尽くす、使いつぶして、日本に貢献」  
理研の大量雇止め問題 2023年3月末
- 大学自治の崩壊、教育の自由の崩壊。国民の教育権の崩壊。

「世界で最もイノベーションに適した国をめざして、大学という資源を使い尽くす。完全に隅々まで使いつぶして、日本に貢献すべきだ」内閣府大学支援フォーラム（PEAKS）における上山隆大（チーム甘利の一員、CSTI唯一の常勤議員）氏の発言

「稼げる大学」というキャッチフレーズは、大学が利益を上げるのではなく、大学を使って利益をあげることではない  
か2023/4/11 大学教職員には不安定雇用と労働強化が起こる危険が高い⇒

## 5. 大学ファンドという不安定・危険な手法ではなく、安定的公費の投入による基盤強化を

- 10兆円基金（原資はほとんどが借金）
- 「安全かつ効率的」運用は不可能（明田雅昭 「始動する10兆円大学ファンド」）  
⇒危険のある効率的運用なしに、年3千億の助成は不可能
- ファンドが損失を出したときにどうするの？ ⇒ 法律に規定なし
- 初年度半年で1881億円の損失
  
- 株価対策ではないのか 年金機構の株購入、日銀の株購入に次ぐ第3の巨大株価上昇政策ではないのか
- 文科省や防衛省などで数千億の研究費予算
- 軍事費のGDP2%への増加計画
- 軍事偏重、軍事的対立激化ではない平和路線に対する国民の支持の強化

駒込武「大学の解体 民主主義の解体 「稼げる大学」法案を貫く統治理念」（『世界』2022年8月号）

1 「稼げる大学」であれ

CSTI主導 「稼げる大学」であれ 特許などで稼ぐ、企業の製品化に貢献、企業から投資を呼び込む 3%事業成長  
大学行政史上の大きな転換 日本学術振興会（専門家集団）排除 CSTI（首相など大臣6名、政府選任委員6名、学術会議会長）  
ピアレビュー（peer review 専門家集団内部での相互評価）から政治判断へ  
民主主義の再建なくして大学の再建もありえない

2. 矛盾に満ちた法律

4月22, 27日（衆） 5月17日（参） 9時間の委員会審議。参考人意見陳述もなし。

賛成：自民、公明、維新、国民。 反対：立憲民主、令和、共産。

稼げる大学法案の廃案を求める大学横断ネットワーク 1.8万人のオンライン反対署名

文科省など政府参考人「研究成果の収益化⇒運営交付金とは別の収益。基礎研究や人文社会科学研究を支える資金  
⇒欧米のトップ大学のように自律的経営も可能となる」。

（合田注）欧米の大学は研究成果の収益化で自律的経営をしているわけではない。

ハーバード：基金の運用収益が4～5割。高い授業料。委託研究の多くは公的資金。

MIT：基金収入はあまり多くない。外部からの研究費中心。その8割は公的資金。

オックスフォード（英）：出版収入が非常に多い。ただし費用もかかる。

出版事業の黒字で大学を支えることは不可能。授業料2倍化。



① 大学ファンドで研究力の向上は可能か

研究力の向上には何が必要か（駒込）

基盤的研究費の充実 常勤研究者の増加

（国大協委託研究（日刊工業新聞 2015年4月2日）

論文数増加の寄与度：常勤研究者数1.1 基盤的経費0.76 競争的資金（科研費、民間の受託研究）0.19

文科省調査資料第297（2020年）でも、裏付け。

大学ファンド：持続的・安定的経費ではない⇒常勤研究者を増やせない。研究力の向上は困難。

② 稼げる研究を育てることは可能か

大学は多様な小売店の集まるショッピングモールの構成

特定分野の研究者のネットワークは、全国の大学、さらに世界に広がる

日本学術振興会「特別推進研究」（最大5億円） この枠を拡大すれば良い なぜ大学単位で支援対象を選定するのか？

③ 大学経営の自立を図ることが目標だとすれば、用途を限定しない基盤的経費の増額が必要。

基金からの運用収入が必要なら、大学に運用を任せればよい。

# 総合科学技術・イノベーション会議（内閣府HPより）



[内閣府ホーム](#) > [内閣府の政策](#) > [総合科学技術・イノベーション会議](#) > [メンバー構成](#)

## 総合科学技術・イノベーション会議の構成員







総合科学技術・イノベーション会議は、内閣総理大臣を議長として、14人の議員をもって構成することとしています。有識者議員の任期は3年としており、必要に応じて再任できることとなっています。また、3年ごとに全て改選するのではなく、ほぼ半数ごとに改選期が到来するよう任命時期を調整し、議論の継続性を担保しています。有識者議員については、国の科学技術政策をリードする役割の重要性にかんがみ、任命に当たって、事前に国会の同意を得ることが必要となっています。

議長	岸田 文雄	内閣総理大臣	
議員	閣僚	松野 博一	内閣官房長官
		高市 早苗	科学技術政策担当大臣
		松本 剛明	総務大臣
		鈴木 俊一	財務大臣
		永岡 桂子	文部科学大臣
		西村 康稔	経済産業大臣

議員	有識者	上山 隆大(常勤議員)	元政策研究大学院大学教授・副学長	
		梶原 ゆみ子(非常勤議員)	富士通株式会社執行役員 EVP CSO	
		佐藤 康博(非常勤議員)	株式会社みずほフィナンシャルグループ特別顧問 (一社)日本経済団体連合会副会長	
		篠原 弘道(非常勤議員)	日本電信電話株式会社(NTT)相談役 (一社)日本経済団体連合会副会長・デジタルエコノミー推進委員会委員長	
		菅 裕明(非常勤議員)	東京大学大学院理学系研究科化学専攻教授 東京大学先端科学技術研究センター教授 日本学術会議会員 ミラバイオロジクス株式会社取締役	
	関係機関の長		波多野 睦子(非常勤議員)	東京工業大学工学院電気電子系教授 東京工業大学学長特別補佐 量子科学技術研究開発機構 量子ビーム科学部門 研究統括 (公社)応用物理学会代表理事・会長 日本学術会議連携会員
			藤井 輝夫(非常勤議員)	東京大学総長
			梶田 隆章(非常勤議員)	日本学術会議会長

## 世界と伍する研究大学専門調査会

---

- ① [世界と伍する研究大学の在り方について\(中間とりまとめ\)\(概要\)\(PDF形式:360KB\)](#) 
- ② [世界と伍する研究大学の在り方について\(中間とりまとめ\)\(本文\)\(PDF形式:260KB\)](#) 
- ③ [世界と伍する研究大学の在り方について最終まとめ印刷用一括版\(PDF形式:2417KB\)](#)   
[分割版1\(PDF形式:1772KB\)](#)  [2\(PDF形式:1750KB\)](#) 
- ④ [委員名簿\(PDF形式:252KB\)](#) 

開催日	配布資料	議事概要
第12回(令和4年1月19日)	<a href="#">配布資料</a>	<a href="#">PDF形式:483KB</a> 
第11回(令和3年12月10日)	<a href="#">配布資料</a>	<a href="#">PDF形式:337KB</a> 
第10回(令和3年11月15日)	<a href="#">配布資料</a>	<a href="#">PDF形式:496KB</a> 
第9回(令和3年10月8日)	<a href="#">配布資料</a>	<a href="#">PDF形式:394KB</a> 
第8回(令和3年9月10日)	<a href="#">配布資料</a>	非公開
第7回(令和3年7月27日)	<a href="#">配布資料</a>	<a href="#">PDF形式:77KB</a> 
第6回(令和3年7月19日)	<a href="#">配布資料</a>	<a href="#">PDF形式:122KB</a> 
第5回(令和3年6月30日)	<a href="#">配布資料</a>	<a href="#">PDF形式:93KB</a> 
第4回(令和3年6月8日)	<a href="#">配布資料</a>	<a href="#">PDF形式:102KB</a> 
第3回(令和3年5月21日)	<a href="#">配布資料</a>	<a href="#">PDF形式:82KB</a> 
第2回(令和3年4月16日)	<a href="#">配布資料</a>	<a href="#">PDF形式:98KB</a> 
第1回(令和3年3月24日)	<a href="#">配布資料</a>	<a href="#">PDF形式:97KB</a> 

## 学長の上に最高意思決定機関が置かれる危険

(卓越法附則)

(検討)

第三条 政府は、我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出を推進するためには、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について、研究及び研究成果の活用のための体制を強化することに加え、研究及び研究成果の活用をより効率的かつ持続的に推進することができるように大学の経営管理体制の強化を図ることが重要であることに鑑み、教育及び研究に必要な資金、人材等の資源の確保及び配分その他の大学の経営に係る重要事項の決定及び実施に多様な専門的知見を有する者の参画を得られるようにするため、大学を設置する法人の機関の権限や構成の在り方、人材の確保の方策等について検討を行い、その結果に基づき法制上の措置その他の必要な措置を講じ、特に科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第四十九条の趣旨を踏まえて国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の経営管理体制に係る改革を早急に進めるものとする。

(参考) 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第四十九条

(国立大学法人に係る改革に関する検討)

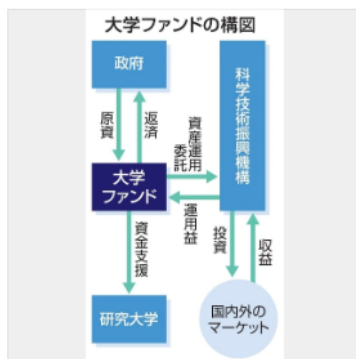
第四十九条 政府は、科学技術・イノベーション創出の活性化において、国立大学法人（\*）が果たす役割の重要性に鑑み、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性を尊重しつつ、国立大学法人に係る改革に関し、科学技術・イノベーション創出の活性化の観点から、経営的視点に基づきマネジメントを行う能力の向上、産学官連携の推進並びに若年者である研究者の雇用の安定及び研究開発等に係る環境の整備を図るため、民間資金の受入れの拡大、人事及び給与の在り方の見直し並びに評価の活用等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(\*) 国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。

## 大学基金、損失1881億円 運用開始半年、債券下落で

2022/11/22(火) 15:38 配信

34



大学ファンドの構図

世界最高水準の研究力を持つ大学の育成を目指して政府が設立した大学ファンド（基金）が、運用開始から半年の4～9月に1881億円の損失を抱えたことが22日分かった。世界的な債券価格や株価の下落で運用資産が目減りした。年間3千億円の運用収益を上げて大学支援に充てる計画だが、運用難が続けば2024年度の支援開始が遅れるなど支障が出かねない。最終的に基金の元本が損なわれて国民負担が生じる恐れもある。

大学ファンドは国が一般会計や財政融資から拠出したお金を原資に国内外の株式や債券を買い、投資収益を大学支援に活用する。24年度支援開始に向け今年3月に資産運用を始めた。

# 大学ファンドの運用収益率マイナス3.67%、資産1881億円減 – 4～9月

占部絵美  
2022年11月8日 18:26 JST

占部絵美  
2022年11月8日 18:26 JST

科学技術振興機構（JST）が管理する大学ファンドで、2022年度4～9月末の運用収益率はマイナス3.67%だった。グローバルな株価下落や、金利上昇に伴い債券価格が下落した影響を受けた。

JSTが8日、財政制度等審議会財政投融资分科会に提出した資料で明らかになった。9月末の運用資産額は4兆9305億円と、3月末の5兆1186億円から1881億円減少した。

鈴木俊一財務相は会見で、大学ファンドが「長期的な運用であることを踏まえ、短期的な損益に一喜一憂はしない」と述べた。一方、「財務の健全性を確保することは重要」「所要の益が出るように期待している」とし、引き続き運用状況を注視すると語った。

# 大学ファンド (日銀、年金と同様に株価つり上げ機構では)

兜町怪情報

🔒 ベーシック会員以上限定の記事

## 大学ファンドの買いが見込まれるのはズバリこの銘柄だ

入金日や買い付け実行日に市場のウワサ

2023/02/10 11:30



昨年3月に運用を開始した大学ファンド。最終的に10兆円の元本で運用する計画だ(写真:

designer491/PIXTA)  
2023/4/1

兜町で広がる怪情報の数々。真偽のほどは神のみぞ知る。しかし、火のないところに煙は立たず。この情報を投資に生かすも生かさないも、あなた次第。

つづきは有料会員限定です 🔒

初月50%OFFクーポン[bam2303z]配布中

ベーシックプラン

毎月 1,100 円(税込)

すべての機能を使える!

プレミアムプラン

毎月 5,500 円(税込)

# 年金機構運用資産額 190兆円（2022年末）



年金積立金管理運用独立行政法人

## 2022年度の運用状況

▶ [2022年度第3四半期運用状況（速報）](#) [PDF:595KB]

▶ [2022年度第2四半期運用状況（速報）](#) [PDF:589KB]

▶ [2022年度第1四半期運用状況（速報）](#) [PDF:491KB]

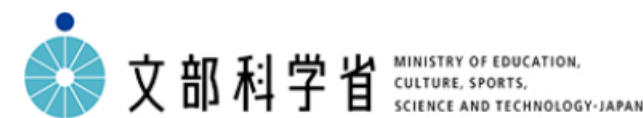
▶ [2021年度業務概況書](#)

運用実績	運用資産額・構成割合	理事長コメント
------	------------	---------

	2022年度第3四半期	市場運用開始以降 (2001年度～2022年度第3四半期)
収益率	-0.97% (期間収益率)	+3.38% (年率)
収益額	-1兆8,530億円 (期間収益額) うち、利子・配当収入は1兆1,007億円	+98兆1,036億円 (累積収益額) うち、利子・配当収入は46兆4,116億円
運用資産額	189兆9,362億円(2022年度第3四半期末現在)	



# 科学技術・学術審議会：文科大臣の諮問機関 委員は研究者中心30名



(1) 文部科学大臣の諮問に応じて、科学技術の総合的振興に関する重要事項及び学術の振興に関する重要事項を調査審議し、又は文部科学大臣に意見を述べること(1) 文部科学大臣の諮問に応じて、科学技術の総合的振興に関する重要事項及び学術の振興に関する重要事項を調査審議し、又は文部科学大臣に意見を述べること  
2023/10/1  
(2) 略

1	相澤 彰子	国立情報学研究所 副所長・教授
2	網塚 浩	北海道大学グローバルファシリティセンター長、大学院理学研究院長・理学部長、理学研究院教授
3	五十嵐 仁一	ENEOS 総研株式会社顧問
4	上田 輝久	株式会社島津製作所 代表取締役 会長
5	大野 英男	東北大学総長
6	小川 毅彦	横浜市立大学大学院医学研究科教授
7	梶原 ゆみ子	富士通株式会社執行役員 EVP CSO
8	勝 悦子	明治大学政治経済学部教授、株式会社商船三井取締役
9	金井 正美	東京医科歯科大学統合研究機構研究基盤クラスター実験動物センター教授
10	狩野 光伸	岡山大学副理事、学術研究院ヘルスシステム統合科学学域教授、薬学部長
11	菅野 了次	東京工業大学科学技術創成研究院特命教授、全固体電池研究センター長
12	久世 和資	旭化成株式会社 取締役 兼 専務執行役員 デジタル共創本部長
13	栗原 美津枝	株式会社価値総合研究所代表取締役会長
14	佐伯 修	九州大学マス・フォア・インダストリ研究所教授
15	佐藤 之彦	千葉大学副学長、大学院工学研究院教授、研究院長、工学部長

16	白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
17	鷹野 景子	東京家政学院大学長
18	高橋 祥子	株式会社ジーンクエスト代表取締役、株式会社ユーグレナ執行役員
19	田中 明子	国立研究開発法人産業技術総合研究所 活断層・火山研究部門 マグマ活動研究グループ研究グループ長
20	寺井 和弘	公益社団法人日本技術士会会長
21	仲 真紀子	国立研究開発法人理化学研究所理事、立命館大学 OIC 総合研究機構招聘研究教授、北海道大学名誉教授
22	中山 俊憲	千葉大学長
23	原田 尚美	東京大学大気海洋研究所教授、国立研究開発法人海洋研究開発機構地球環境部門招聘上席研究員
24	日野 亮太	東北大学大学院理学研究科教授
25	藤井 輝夫	東京大学総長
26	観山 正見	岐阜聖徳学園大学・同短期大学部・学長
27	明和 政子	京都大学大学院教育学研究科教授
28	村岡 裕由	国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学流域圏科学研究センター教授
29	村山 裕三	同志社大学名誉教授
30	門間 美千子	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 食品研究部門アドバイザー

## 大学教員の雇用が多様化 増加する任期付きポスト

丸山 和昭 (名古屋大学 高等教育研究センター 准教授)

先端教育オンライン 2021年3月号

国立大学の場合、国からの運営費交付金が削減される一方、競争的資金や外部資金の導入が進みました。これらは期限付きのプロジェクト資金であり、そのために募集される教員ポストも期限付きになります。

任期付き教員の増加は、テニユア（終身雇用資格）の教員にもしわ寄せを及ぼしています。任期付き教員が担当できる管理業務や科目は限られるため、隙間仕事がテニユア教員に集中してしまったり、プロジェクト資金を獲得するための書類作成をテニユア教員が担当することになったりと、結局、いろいろと時間がとられてしまう。

東北大学が実施した「大学・短大教員のキャリア形成と能力開発に関する調査」の分析からは、大学教員としての能力の自己評価に対して、任期付き雇用の経験がマイナスに作用するということが明らかになっています。任期付き雇用の拡大を伴う雇用の多様化は、大学の教育・研究にネガティブな影響を与えている側面があると考えます。

40歳未満国立大学教員のうち「任期付き」割合が増加

2007年：38.8% ⇒ 2017年：64.2%

出典:文部科学省・資料

大学等教員の研究・教育時間の合計割合が低下

2002年：70.2% ⇒ 2018年：61.4%

出典:大学等におけるフルタイム換算データに関する調査

# なんだっけ 10兆円の大学ファンドって？

しんぶん赤旗2022年6月12日(日)

Q 岸田首相が経済成長のカギと語る大学ファンドって？

A 10兆円の公的資金を株式などで運用し、その運用益で大学を支援するというものです。政府は運用益のうち年間3千億円を大学の支援に回し、経済成長の起爆剤となる革新的研究につなげるといいます。政府の構想実現には年5～6%の利回りが必要とみられています。

Q 運用は安全なの？

A そもそも株式には元本割れの危険があります。そのうえ大学ファンドの運用目標は極めて高く、株式や債券という伝統的資産運用では達成が困難です。政府は、未公開株や先物取引などオルタナティブ（非伝統的）資産と呼ばれるハイリスク・ハイリターンを狙う金融資産の運用比率を増やしていく方針です。世界の金融市場が不安定性を増しているときに、あまりにも危険です。10兆円の前資は税金と国の借金の一種の財政融資資金です。運用失敗のつけは国民が被ることになります。

Q 研究力は向上する？

A 日本の研究力低下の最大の原因は「選択と集中」の名で大学向けの交付金や補助金を削り、ごく一部の大学だけ支援してきたことです。3～5年の任期付きの研究ポストが増え、研究者は安心して研究できなくなりました。日本の800超ある大学のうち大学ファンドが支援するのはわずか数校です。支援を受ける大学も年間3%の事業成長が課され、達成状況を政府に厳しくチェックされます。大学自治が破壊され、もうからない研究は縮小・廃止されます。（2022・6・12）

国立大学の40歳未満の任期付き教員数の推移



# 任期の有無別教員数 国立大学法人 2022年度 (全年齢)

令和4年度 国立大学等の本務教員数 <学長等を除く> (任期の有無別・任期付きの分類別)

[全体]		任期付き							合計	
番号	大学等名	任期なし	テニュア トラック教員	大学の教員等の任期に関する法律及び各大学の規程により任期を付す教員			その他			
				法4条1項1号	法4条1項2号	法4条1項3号				
国立大学 計		40,138	24,223	2,238	12,428	8,960	2,810	658	9,557	64,361
大学共同利用機関法人 計		1,021	423	9	159	60	89	10	255	1,444
合計		41,159	24,646	2,247	12,587	9,020	2,899	668	9,812	65,805

任期なし

$$41,159/65,808 = 62.5\%$$

(出典)文部科学省国立大学法人支援課調べ(2022.5.1現在)

(注)対象職位:教授、准教授、講師、助教、助手(学長、副学長、役員である教授は除く)

01	北海道大学	1,448	869	41	434	91	343		394	2,317
10	東北大学	1,292	1,756	73	842	827	15		841	3,048
22	東京大学	2,476	2,415	26	1,417	1,283	126	8	972	4,891
45	名古屋大学	1,252	1,034	87	343	212	131		604	2,286
52	京都大学	1,992	1,480	31	690	529	91	70	759	3,472
55	大阪大学	2,071	1,127	14	90	90			1,023	3,198
73	九州大学	1,777	616	48	137	122	15		431	2,393

任期なし

$$12,308/21,605 = 57.0\%$$

## 35歳～39歳 任期の有無別教員数

令和4年度 国立大学等の本務教員数 <学長等を除く> (任期の有無別・任期付きの分類別)

番号	大学等名	[35～39歳]								合計
		任期なし	任期付き						その他	
			テニユア トラック教員	大学の教員等の任期に関する法律及び各大学の規程により任期を付す教員						
法4条1項1号	法4条1項2号	法4条1項3号								
国立大学 計		3,313	5,519	774	2,623	1,590	878	155	2,122	8,832
大学共同利用機関法人 計		111	76	3	37	4	28	5	36	187
合計		3,424	5,595	777	2,660	1,594	906	160	2,158	9,019
01	北海道大学	109	195	17	112	3	109		66	304
10	東北大学	96	366	27	170	167	3		169	462
22	東京大学	262	596	10	354	309	43	2	232	858
45	名古屋大学	114	230	33	64	16	48		133	344
52	京都大学	164	313	8	133	89	26	18	172	477
55	大阪大学	231	252	4	25	25			223	483
73	九州大学	196	165	20	18	13	5		127	361

任期なし

$$3,424/9,019 = 38.0\%$$

任期なしⅡ（テニユア・トラックを任期なしに含めた場合）

$$4,201/9,019 = 46.6\%$$

旧7帝大 任期なしⅠ

$$1,172/3,289 = 35.6\%$$

旧7帝大 任期なしⅡ（テニユア・トラックを任期なしに含めた場合）

$$1,291/3,289 = 39.3\%$$

スライド1	重要ポイントのまとめ
スライド2	3大学の財政状況
スライド3	MITキャンパス・リサーチの資金の出所(2019年)
スライド4	同上 (過去約10年の傾向)
スライド5	リンカーン・ラボを含むMIT研究資金の長期傾向

- アメリカ、イギリスの研究資金の出所は、政府資金など公費が中心 (スライド2&3)
- 企業からの資金は、MITキャンパス・リサーチ(一般の研究) で2割程度(スライド3)
- ファンドが公費だからと言って、政府の大学に対する介入は正当化できない。
- アメリカは、国防省資金が大きいが、  
それ以外の諸機関も長期にわたり、資金供給を拡大してきた (スライド4&5)
- 大学ファンドという不安定な方法ではなく、安定した資金が不可欠
- 法案は、研究成果の利用に政府が関与することに最大の特徴。  
「国際卓越研究」というのは、単なるお題目とみられる。
- 研究成果の利用の仕方に政府が関与することは、長期的には、研究そのものに政府が関与することを意味する。そのために文科大臣の認可権限や最高意思決定機関がおかれようとしている。これでは国民の教育権を保障すること、大学の自治や学問の自由に反する。

カルフォルニア州立大学				
収入項目別増加額				
FY2005からFY2018				
年度（前年7月～当年6月）	収入金額（億ドル）		増加額	増加額 シェア %
	FY2005	FY2018		
州政府支出 1)	27.46	44.87	17.4	36
助成金、寄付金等 2) (公的資金)	6.77	21.46	14.7	31
公的資金小計 (1+2)	34.23	66.33	32.1	67
授業料等 3)	10.90	22.21	11.3	24
教育活動と付帯事業(純収入) 4)	2.54	5.76	3.2	7
投資収入とその他収入 5)	1.89	2.97	1.1	2
合計	49.56	97.27	47.7	100
FY2005とは前年7月から当年6月まで。以下同様。				
「カルフォルニア州立大学の収入」(別掲) から作成。				

ハーバード大学				
収入項目別増加額				
FY2006からFY2019				
	FY2006	FY2019	増加額	増加額 シェア
			億円	%
寄付（資産運用益含む）	1,425	2,860	1,435	52
授業料	678	1,321	643	23
研究費	698	1,031	333	12
その他	499	849	350	13
収入合計	3,300	6,061	2,761	100
FY2006とは前年7月から当年6月まで。以下同様。				
文科省資料「研究大学の資金増減分析」(別掲) から作成。				

オックスフォード大学		
収入項目別増加額		
2007-08年 から 2018-19年		
	増加額	増加額シェア
	百万£	%
政府（HEFCEが大部分）	7	1
研究助成金(公的+慈善資金)	230	26
政府+公的資金小計	236	27
英国企業研究助成金	81	9
その他の研究助成金	15	2
授業料等	244	28
寄付・投資収益	183	21
その他	113	13
合計	871	100
「オックスフォード大学の収入(出版を除く)」(別掲) から作成		



MITの研究基金の出所は、

連邦政府が60%、財団等18%、産業22%

MIT キャンパス・リサーチの資金の出所 (FY2019)				
	資金拠出機関	金額	構成比	円換算
		百万ドル	%	億円
連邦政府	国防省	137	18	151
	エネルギー省	67	9	74
	国立衛生研究所	135	17	149
	NASA	32	4	35
	国立科学財団	80	10	88
	その他の連邦政府機関	14	2	15
	<b>連邦政府計</b>	<b>465</b>	<b>60</b>	<b>512</b>
財団等	財団 非営利基金	104	13	114
	州、地方、外国政府	21	3	23
	MIT内部資金	14	2	15
	<b>財団等計</b>	<b>139</b>	<b>18</b>	<b>153</b>
産業	産業	170	22	187
	<b>総合計</b>	<b>774</b>	<b>100</b>	<b>851</b>

1) 円換算は110円/ドル。文科省資料と同じレート。

2) MITには、国防省との契約によってMITが運営するリンカーン・ラボラトリーがあり、その研究費はキャンパス・リサーチの約1.4倍、その資金の出所は約9割が国防省。

3) 資料: "MIT Briefing Book 2019 Sept. Edition"

2023/4/1

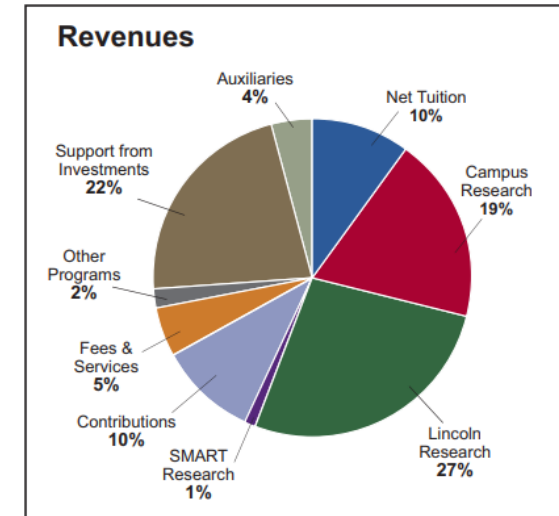
左の表の原資料(一部順序入替) ↓

Primary Sponsor	FY2019 (In U.S. Dollars)	Percent of Campus Total
Department of Defense	136,743,404	18
Department of Energy	66,974,741	9
National Institutes of Health†	134,772,690	17
NASA	32,429,614	4
National Science Foundation	79,616,644	10
All other federal	14,180,419	2
<b>Total Federal</b>	<b>464,717,511</b>	<b>60</b>
Industry	169,605,879	22
Foundations and other nonprofit	104,470,528	13
State, local, and foreign governments	21,051,936	3
MIT internal	14,054,717	2
<b>Total Non-Federal</b>	<b>309,183,058</b>	<b>40</b>
<b>Campus Total</b>	<b>773,900,570</b>	<b>100</b>

\*Campus based Broad Institute research expenditures are excluded.

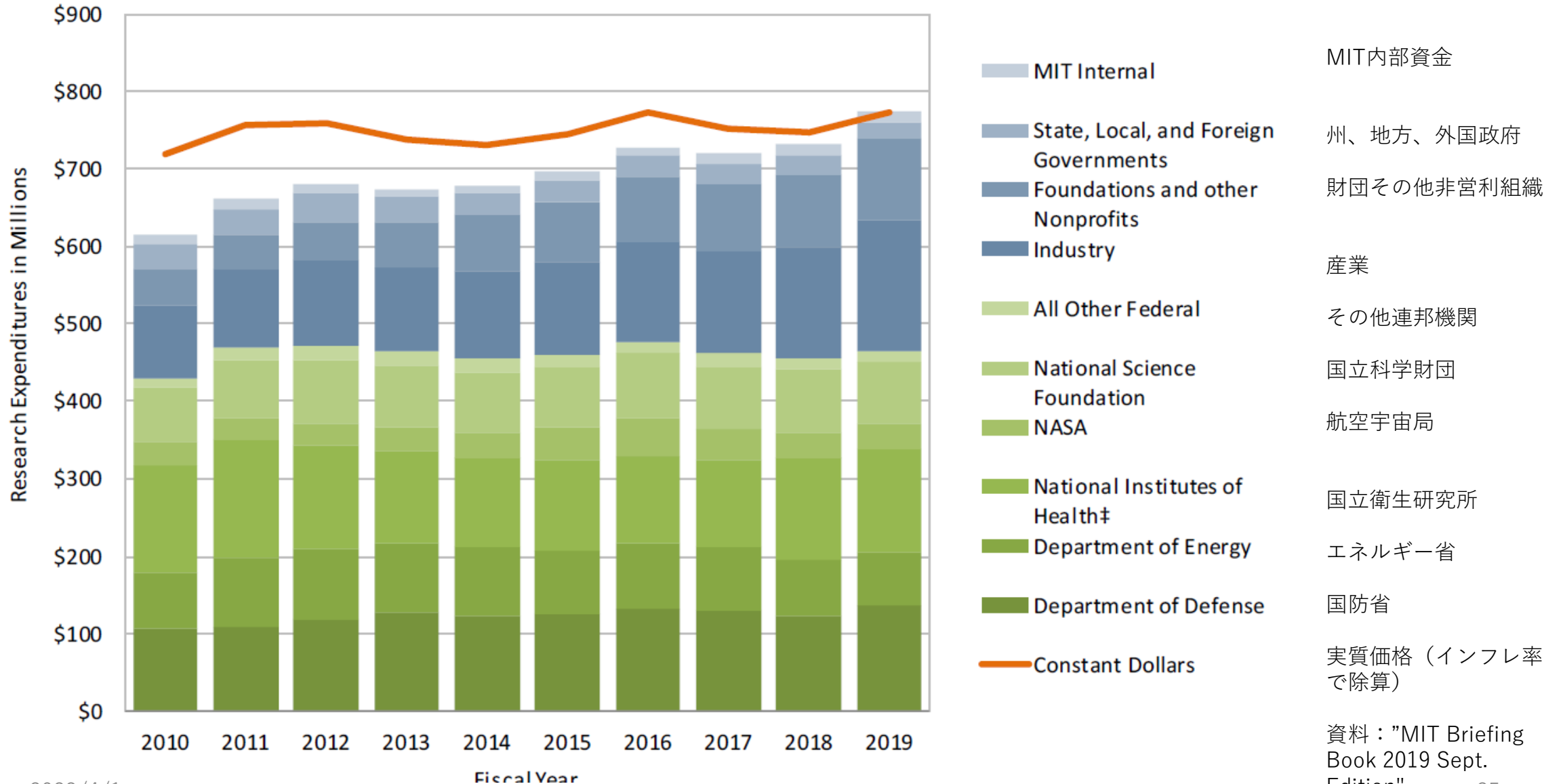
†National Institutes of Health data includes expenditures from other Department of Health and Human Services agencies, which account for less than 2% of expenditures per year.

MITの運営  
収入の構成→



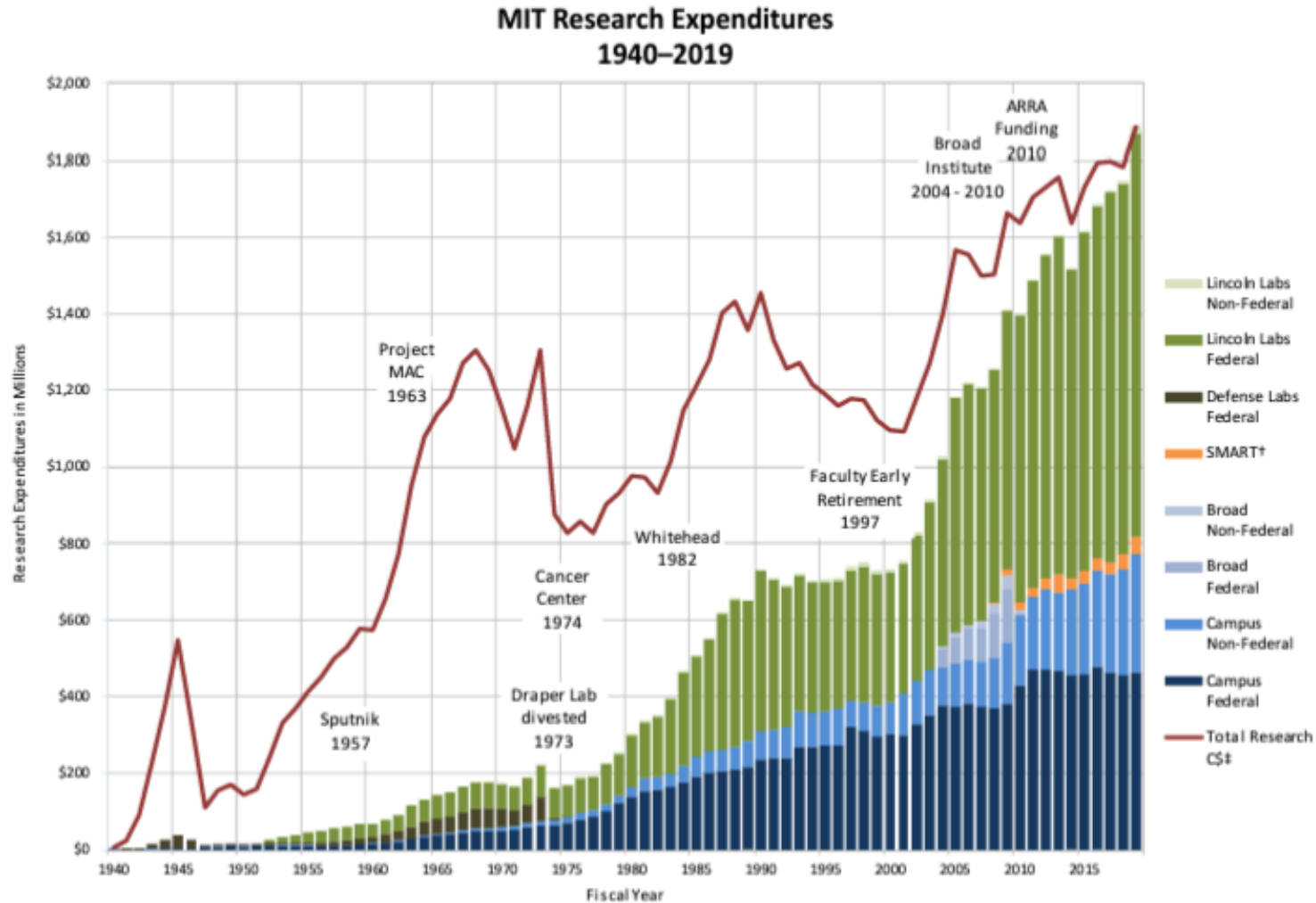


# MITの研究費は安定的 連邦政府機関が安定的資金配布を行なっていると推定される



# MITの研究費

連邦政府諸機関が長年に渡り研究資金を増大させてきた  
軍事費（主としてリンカーン・ラボ）以外にも留意の必要



主要なものの和訳

⇐ リンカーン・ラボ 連邦政府

⇐ キャンパス・リサーチ 非連邦政府

⇐ キャンパス・リサーチ 連邦政府

⇐ 合計

資料：“MIT Briefing Book 2019 Sept. Edition”

†SMART: Singapore-MIT Alliance for Research and Technology

‡The bars represent current dollars. The red line represents Total Research in constant dollars calculated using the Consumer Price Index for all Urban Consumers weighted with fiscal year 2019 equaling 100.

## 文科省通知 悪質な恣意的解釈

### (2) 教授会の役割の明確化 (第93条関係)

教授会については、これまで「重要な事項を審議する」と規定されてきたが、教授会は、教育研究に関する事項について審議する機関であり、また、決定権者である学長等に対して、意見を述べる関係にあることを明確化するため、以下のとおり改

### (3) 内部規則の総点検・見直し

- ① 教授会は、学生の  
究に関する重要な事  
めるものについて、  
と。(第93条第2項)
- ② 教授会は、学長等  
及び学長等の求めに  
(第93条第3項)

① 今回の法改正を契機に、各大学等においては、改正法及び改正省令の施行期日までに、内部規則全体の解釈及び実態の運用と照らし合わせた上で、関係する内部規則について、法改正の趣旨を適切に踏まえたものか総点検し、必要な見直しを行うことが求められること。

その際、各大学等においては、今回の改正事項のうち、教授会の役割の明確化(学校教育法第93条関係)、学長等選考の透明化(国立大学法人法第12条、第26条関係)、経営協議会(国立大学法人法第20条第3項、第27条第3項関係)及び教育研究評議会(国立大学法人法第21条第3項関係)の構成については、改正法の施行を待たずに、各大学等の判断によって内部規則等を見直すことが可能であることに留意した上で、計画的に総点検

- ③ 学長と教授会の関

今回の法改正は、教授会が法律上の審議機関として位置付けられていることを明確化するものであること。仮に、各大学において、大学の校務に最終的な責任を負う学長の決定が、教授会の判断によって拘束されるような仕組みとなっている場合には「権限と責任の不一致」が生じた状態であると考えられるため、責任を負う者が最終決定権を行使する仕組みに見直すべきであること。

### (3) 内部規則の総点検・見直し

① 今回の法改正を契機に、各大学等においては、改正法及び改正省令の施行期日までに、内部規則全体の解釈及び実態の運用と照らし合わせた上で、関係する内部規則について、法改正の趣旨を適切に踏まえたものか総点検し、必要な見直しを行うことが求められること。

その際、各大学等においては、今回の改正事項のうち、教授会の役割の明確化（学校教育法第93条関係）、学長等選考の透明化（国立大学法人法第12条、第26条関係）、経営協議会（国立大学法人法第20条第3項、第27条第3項関係）及び教育研究評議会（国立大学法人法第21条第3項関係）の構成については、改正法の施行を待たずに、各大学等の判断によって内部規則等を見直すことが可能であることに留意した上で、計画的に総点検・見直しを行っていくこと。

⑤ 国立大学法人及び公立大学法人においては、法人化以降は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）に定められた教員の採用、昇任、転任、降任、免職、懲戒等（以下「採用等」という。）に関する規定は適用されておらず、教員の採用等については、法律上、審議機関とされている教授会や教育研究評議会、教育研究審議機関に決定権は付与されていないことを踏まえながら、学長の校務に関する最終決定権が担保されているかという観点から、内部規則の適切な総点検・見直しを行うことが求められること。

「大学の自治」とは、大学が、学術の中心として深く真理を探究することを本質とすることに鑑みて、大学における「学問の自由」（憲法第23条）を保障するため、教育研究に関する大学の自主的な決定を保障するものと理解されている。

教育基本法（平成18年法律第120号）第7条第2項においても、大学の自主性・自律性を尊重することが規定されており、今回の法改正は「大学の自治」の考え方を変更するものではないこと。